

〔研究ノート〕

韓国政府による農村定住促進体制とその背景**縄倉 晶雄**

〔Research Notes〕

**Regime of Government's Promotion of
Urban-to-Rural Migration in South Korea****Akio NAWAKURA****Abstract**

This paper reviews governmental regime to promote urban-to-rural migration in South Korea since the end of the 1990s focusing on the role of the Ministry of Agriculture, Forestry and Rural Affairs (MAFRA) as the one-stop point of the migration measures. While the Ministry of the Interior and Safety (MOIS) has played major roles in rural development as seen in the case of the Saemaul Movement in the 1970s, the MAFRA acts as the one-stop point in the recent urban-to-rural migration. This paper points out that the decay of non-farming industries in rural regions and recent jobless in major cities such as Seoul have encouraged the MAFRA, not the MOIS, to act as the one-stop point.

はじめに

本稿は、2010年代以降の韓国における農村定住促進策が、日本の農林水産省に相当する農林畜産食品部¹による主導で進められるようになった要因を、歴史的経緯を記述的にレビューすることで考察するものである。

日本と同様に国土が山がちであり、一世帯あたりの耕地面積拡大による農家の大規模経営化が難しい韓国では、イギリスのように工業化の進展による離村が農家の経営規模拡大につながるという事象が生じにくく、むしろ離農や離村の進行は、耕作放棄地の拡大や若年人口の減少による高齢化など、産業としての農業やコミュニティとしての農村の存続を危うくする要素となってきた。加えて韓国は、やはり日本と同じく海外からの労働者や移民の受け入れが北米やオーストラリアはもとより、西欧諸国と比べても低調であり、日本の過疎地域に相当する奥地(오지)あるいは落後地域(낙후지역)の問題を抱えてきた。こうした状況下で農村への移住・定住が政策的に奨励されるようになることは必然であり、日本政府が地域おこし協力隊を中心とする若年層の農村移住を奨励し、それによる農村コミュニティの活性化を企図してきたように、韓国政府も2010年代以降、帰農・帰村(귀농 귀촌)政策を推進することで、農村人口を支える施策を進めてきた。

しかし、日本の地域おこし協力隊が農業に必ずしもとらわれない施策であり、農林水産省の関与がありつつも総務省の所管する事業であるのに対し、韓国の帰農・帰村政策は、農業の担い手を確保することを当初の目的としており、主務官庁は日本の総務省に相当する行政安全部²ではなく、

農林畜産食品部となっている。国内移住やそれをめぐる施策が、産業や地域コミュニティ、地域医療など、社会経済の多方面に影響を及ぼすものであることを考慮すれば、農政担当の省庁だけでなく、地方自治体を所管する省庁もまた、その主務官庁になることに合理性を見出せる。歴史的に見れば、同国の農村政策には行政安全部やその前身も関与してきており、例えば1970年代の代表的な農村振興策であるセマウル運動は、内務部の管轄下にあった。また近年も、例えば2018年には、行政安全部の起業奨励制度を活用する形で、韓国版・地域おこし協力隊である青年田舎派遣制が慶尚北道において実施されている。しかし韓国では、旧内務部系省庁である行政安全部の農村政策への関与は過去のものであったり、全国的展開を欠いた一部地域での取り組みであったりしており、年間40万人もの移住者を出している帰農・帰村政策に比べると、2010年代以降の広がりは極めて限定的である。

以上の点を踏まえるならば、韓国政府による農村定住促進策が、農業・農村を取り巻く状況が類似している日本と異なり、旧内務部系の省庁ではなく旧農林部系の省庁によって推進されるようになったことは必ずしも自明のことではなく、なぜそのような体制になっているのかについて整理をしておく必要があると思われる。以下では、韓国政府における政策の遂行体制をめぐるとの理論的検討を経た後、韓国政府による農村定住促進策を現在、過去の両面からレビューしていく。

1. 韓国政府における政策遂行体制：先行研究の検討

韓国では、政府が重要な施策を行う際、一定の裁量権を与えられ、意思決定を一元的に担うワンストップ・ポイント³を行政機構内に設ける傾向があり、この点は権威主義体制下の1960年代から2020年代の現在に至るまで、時代に関係なく観察されている。すなわち、1960年代から1970年代にかけて、当時の朴正熙政権は工業化政策の企画・推進役として経済企画院を設置し、その院長に副首相級の地位を付与しており、1980年代の全斗煥政権下においても、エコノミスト出身の副首相・徐錫鉉に全斗煥自らが「経済では、あなたが大統領だ」と明言するほどの裁量権を付与していた⁴。民主化後も、国益を左右する重要な施策が行政機構内のワンストップ・ポイントによって担われる政策決定・遂行体制はしばしば見られ、例えば、1998年に発足した金大中政権下では、日本の外務省に相当する外交通商部⁵内に貿易政策を一元的に担う通商交渉本部が置かれると同時に、同本部長には対外通商交渉における広範な裁量権が付与された。通商交渉本部が貿易政策のワンストップ・ポイントとなる体制は、以後、李明博政権まで維持され、同本部は米韓自由貿易協定(KORUS-FTA)などにおける貿易自由化交渉の中核を担い続けた。この他にも、2003年の重症急性呼吸器症候群(SARS)を契機として、盧武鉉政権により、日本の厚生労働省に相当する保険福祉部の傘下に設置された疾病管理本部(KCDC⁶)は、政府の感染症対策の司令塔となり、特に2020年から2021年にかけては、新型コロナウイルス感染症対策の担当部署として、連日メディアを通じた情報発信を担った。こうした政策決定・遂行体制は、隣国・日本における重要政策が、例えば貿易自由化であれば経済産業省と農林水産省、そして自民党農林部会など、賛否様々なアクターが並立する中で決定されていく点とは大きく異なっている。

他方、韓国政府が、このような特定の政策分野を一元的に担当するアクターをしばしばその内部に置く点そのものは一定程度認知されているものの、その背景や内実をめぐっては、時に研究者の間で意見が分かれる。その一例としてTao(2019)は、1990年代後半に先進国へ移行し、少子高齢化も進む中で労働力としての外国人の受入国となった韓国が、日本の法務省に相当する法務部をワン

ストップ・ポイントとする体制をとったものの、その体制は中央政府レベルでの話にとどまり、実際に外国人の地域の一員として受け入れる地方自治体のレベルでは、自治体ごとに、必ずしも法務部に追従するのではない対応がとられたことを指摘する。同様に、上述したワンストップの体制がとられるに至った経緯も、政策分野ごとに異なった説明がなされており、工業化政策における経済企画院は、時の大統領の強い意向が要素として指摘されるが⁷、他方で感染症対策における疾病管理本部は、大統領の強い意向で設立された点だけでなく、2015年の中東呼吸器症候群(MERS)での対応の遅れを教訓とし、リアクティブに役割が強化された点も重要な要素になっているとされる⁸。こうした一群の先行研究は、しかし管見の限り2010年代以降の農村定住促進策をカバーするには至っておらず、本稿はその空白を埋めることを企図するものである。

2. 韓国政府による帰農・帰村政策とその位置付け

2010年代に入り、韓国政府が推進している帰農・帰村政策⁹は、農村への移住を希望する都市住民に対し、政府が移住を円滑に行い、かつ移住先への定着を促進する施策である。具体的な定住促進のための取組みとしては、①都市住民に対して農村への移住・定住を促進するキャンペーンの実施、②移住先の農村における生計手段を確保するための研修プログラムの無償提供、③移住先の農村において生活基盤を確立するための融資枠の設定などである。これらに加え、2021年からは、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてリモートワークが普及し始めたことを踏まえ、非都市部でのリモートワーク主体の働き方を模索する都市住民に対しても、農村への移住・定住を促すための情報提供や融資が開始されている¹⁰。

上記の一連の施策は、農村部だけでなく、都市部の自治体も研修プログラムの実施主体に含まれるなど、全国の基礎・広域自治体を動員するという点では行政安全部の管轄分野にかかっている。しかし、日本における農村定住の政策的な促進が、農林水産省による関与がありつつも¹¹地域おこし協力隊のように総務省の積極的な関与の下で行われているのに対し、韓国の帰農・帰村政策は農林畜産食品部およびその傘下にある農村振興庁によって所管されている。無論、韓国で同部以外の官庁が都市住民の農村移住に全く関わっていない訳ではなく、後述のように2018年には韓国版・地域おこし協力隊とも呼ばれる都市青年田舎派遣制が開始されている。しかし、同制度は中央政府ではなく南東部・慶尚北道が実施している地域事業であり、2022年現在、全国展開されてはいない。また、同制度によって農村へ移住する都市青年は毎年70名から80名ほどであり、毎年20万人以上が移住する帰農・帰村政策に比べて遥かに小規模である。

以上のように韓国における農村への定住促進策は農林畜産食品部が主たる役割を担っており、内務を所管する総務省の役割が大きい日本とは大きく異なっている。ワンストップ・ポイントの形成において、これまでの施策や政策環境の蓄積が大きく作用するという他の政策領域での知見を踏まえるならば、この農林畜産食品部の役割も過去の蓄積を反映していると考えられるため、次節ではその点をレビューしていく。

3. 韓国における農村定住促進の歴史的展開

1960年代半ばに本格的な工業化が始まった韓国では、1970年代以降、都市での就労に伴う離村が増加し、農村人口の減少が見られるようになった。農村人口の減少が農業の担い手の減少につなが

り、国内の農業生産に影響を及ぼすという視点から韓国政府は、1980年代以降、遅れていた農作業の機械化を促進することで、農村の労働力の不足に対処するようになっていった(チョ・ソクコン、2004)。具体的な施策としては、先進国入りする前であった当時の韓国では高価であり、農家が単独で購入することが困難であった農業機械を、近隣農家世帯との共同購入という形で普及させることを企図した機械化営農団の奨励が挙げられる。個々の農家による営農作業を指導するという観点から、この取組みを主導した中央省庁は農林部であった。

とはいえ、1980年代以前の農村振興政策が純然たる農林部の管轄事項だった訳ではなく、1970年代の韓国政府による農村振興策として著名なセマウル運動は、内務部の所管であった。1970年代のセマウル運動は、政府がセメントなどの物質を農村コミュニティに配布し、農業インフラ整備のため有効活用させるというものであったが、農林部は基本的に関与せず、セマウル運動推進のためのコミュニティ組織も、各地の農業協同組合とは別個の組織として設立・運営された。しかし1979年、セマウル運動を推進した朴正熙大統領が暗殺されると、セマウル運動はその推進役を失い、翌年の肅軍クーデタで事実政権を掌握した全斗煥の下においては、民間レベルのコミュニティ振興運動へと「降格」されていった¹²。以上のことを踏まえるならば、農村支援策として機械化営農団が推奨された1980年代は、セマウル運動の降格に前後して内務部が農村政策から一歩引いていった時期であったとも言える。

その後、1990年代、特に1997年のアジア通貨危機を経た頃から、韓国では都市住民の農村への移住が増えるようになるが、その主たる要因としてしばしば指摘されるのが、都市での生活上の困難である。すなわち、アジア通貨危機を経て市場原理に根差した経済政策が推進されるようになった金大中政権以降、都市部では雇用の流動化が進み、40歳代で早期退職を強いられる労働者が増加していったのである。また、早期退職によって失業するまではいかないものの、激しくなる市場競争の中でストレスや疲労感を覚え、都市生活からの離脱を考える労働者は2000年代に入って増加した。表1に示されるように、特に2010年代以降、総人口5000万人の韓国にあって都市から農村へ移住する人々は世帯ベースで毎年30万以上という高い水準を維持している。換言すれば、1990年代末以降の韓国における都市住民の農村移住は、高齢化の進む農家の後継者を調達したり、少子化の進む農村コミュニティに子育て世代を呼び寄せたりといった農村側のプル要因というよりもむしろ、都市生活からの離脱をオプションとして選択する人々の増加という、いわば都市側のプッシュ要因によるところが大きかったと言える¹³。

表1 2010年代後半韓国における都市から農村への移住世帯数の推移

年度	2015	2016	2017	2018	2019
戸数	329,368	335,383	346,759	340,304	329,082

出典：帰農・帰村総合センター <https://www.returnfarm.com:444/cmn/sym/mnu/mpm/1040201/htmlMenuView.do> (2022年11月10日閲覧)

注：ここでいう農村とは、主に市制を施行していない郡部を指す。

このような都市住民の農村移住が、農村への定住促進、すなわち帰農・帰村政策という形で整備されていく中、農村での定住のコーディネートだけでなく、都市部での移住支援プログラムも含めて主導権を握った官庁は、これまでも繰り返し述べてきたように、農林畜産食品部であった。その要因を以下、複数検討する。

農林畜産食品部が農村定住促進を主導するようになった要因の一つとして挙げられるのが、上で述べた通り、2000年代以降の農村移住希望者に、都市部の第二次・第三次産業で疲労感やストレスを覚え、転職を考える人々が少なくなかったという点である。こうした人々は、非経済的動機に行動を規定される傾向にあり、単に農村へ移住するだけでなく、職業選択においても、本来であれば転職にコストを要する筈の就農を希望する傾向にある(Ma, 2018)。

また、上記の点に関連して指摘されるべきは、20世紀後半に農家の兼業化が著しく進行した日本と異なり、韓国では専業が農家の経営形態として一般的な状況が長く続いてきており、2021年時点でも専業60万戸余りに対して兼業40万戸ほどと、専業農家が兼業農家を戸数の上で上回っているという点である¹⁴。換言すれば、韓国では農村に移住し、第二次・第三次産業に従事しようとしてもオプションが限られているのが現実であり、就農が事実上唯一の生計手段となってしまう状況が長く続いていた¹⁵。その反映として、帰農・帰村政策の下では、農村移住希望者に対して定住促進支援のための事前プログラムとして営農スキル向上のための研修プログラムが無償で提供されるが、その提供機関は、首都・ソウル特別市も含めて各自治体の農業技術センターであり、その主務官庁は農林畜産食品部である。

他方、移住者の目的地となる農村側の事情に目を向けると、前述のように長らく兼業化が進んでおらず、農家の経営形態として専業が主流であった韓国農村においては、就農し、地域の農業経営を維持してくれる人材の流入に対しては少なからぬ需要があった一方、第二次・第三次産業に就労する人材の受け入れは、2010年代に至るまで概して低調であった¹⁶。むしろ、一部のホワイトカラーを除いて親の職業や法人を子が継承する傾向が日本よりも弱い韓国にあって農村自治体は、新たに流入する人材に対し、減少と高齢化が進む地域農家・農業の継承を期待するようになる。また、そこで就農する外部人材は、農業の継承と維持という観点から歓迎されることになるため、既存の農家経営者との親和性よりも、農業経営能力が重視されることとなる。その反映として、韓国の帰農・帰村の受入れ過程では、コミュニティとしての農村の維持という観点が希薄になりがちな傾向がキム・ジョンソプほか(2016, p.24)などによって指摘されてきた¹⁷。

主として、兼業化も相応に進んだ農村におけるコミュニティ維持という観点から農村移住を促す施策が進められてきた日本に対し、1990年代末以降の韓国では、以上見たように、ストレス社会から離脱し、就農することを志向する都市住民が増加したことが、地域の主力産業としての農業の維持・継承を図る農村側の人材需要と符合したという経緯があった。そして、その経緯のために、農村に移住し、定住することを政策的に奨励する上での主たる手法は、移住先コミュニティとのマッチングやライフプランの具体化を幅広く行うよりも、就農支援のための技能教育と融資プログラムに特化することとなり、農業を主管する農林畜産食品部がワンストップ・ポイントとしての役割を担うようになった、と解することができる。

しかし、1970年代のセマウル運動が内務部の所管事業であったことに示されるように、韓国では歴史的に見て、農林部やその後継官庁だけでなく、内務部及びその後継官庁もまた、地域コミュニティという切り口から農村振興策に一定の関与を見せてきた。特に、2018年以降は、韓国版・地域おこし協力隊とも呼ばれる都市青年田舎派遣制が慶尚北道で実施されており、行政安全部も農村定住促進策に関与している。以下では節を改め、行政安全部の所管する農村振興策、特に定住促進策としての性格が鮮明な都市青年田舎派遣制の性格とその広まりについて見ていく。

4. 農林畜産食品部以外の省庁での取り組み

前節までに見たように、韓国では1990年代末以降、早期退職などにより職を失った都市住民が、それまでの職に代わる新たな就労先として農業に目を向けるようになった。そしてそれは、農業以外の産業に乏しく、かつ農業従事者の減少に直面していた農村の需要にも合致するところとなり、農林畜産食品部の主導によって帰農・帰村政策が推進されることとなった。しかし、早期退職によって都市での職を失ったり、都市のストレス社会を忌避して就農する人々は、必然的に一定の人生経験を経た人々となり、40代以上が主流となっており¹⁸、子育て世代の就農は少数派であった。他方、農業以外の産業の広がりが乏しいまま高齢化が進む農村においては、若年人口の増加による地域コミュニティの活性化が企図されるようになってきた。特に南東部・慶尚北道は、道内に世界的な製鉄会社・POSCOを擁する浦項市や、かつての新羅の都・慶州市が所在する一方、主要都市である大邱が広域市として分離され¹⁹、また太白山脈が貫いた山がちな地形ゆえに農業の条件不利地域も広範囲に及んでいる。こうした条件を反映するかのようになり、同道の人口は都市部への流出を主要因として1970年代以降一貫して減り続けており、農業以外の産業に乏しく、かつ山がちな地形ゆえに農業経営規模の拡大にも限度がある農村部では、若年層を中心に新たな産業の担い手を呼び込み、地域活性化を図ることが急務となっていた。

こうした状況を反映し、慶尚北道は2017年、都市に暮らす39歳以下の青年層を農村部へ移住させると同時に、都市での経験を生かした起業をし、農村コミュニティの活性化につなげる施策として、都市青年田舎派遣制を企画し、翌2018年より、その実施に着手した。先述のように韓国版・地域おこし協力隊とも呼ばれる同制度は、慶尚北道内の農村に対し、道内の都市もしくは道外に居住する39歳以下の青年を2か年に渡って居住させ、その2年の間に起業を経て居住地へ定住するよう促すものである²⁰。同制度に参加を希望する青年は、慶尚北道の外郭団体であり、事業の実施を担当する慶尚北道経済振興院に2年間の事業計画を提出し、審査を受ける。審査は事業の実現性、収益見込み、また地域への貢献性など複数の観点から行われ、合格者に対しては2か年に渡って毎月生活資金と起業資金が給付され、移住先で計画に基づいた起業準備を進めることが求められる。

こうして慶尚北道が着手した都市青年田舎派遣制を中央政府のレベルで所管し、主として財源の交付で支援を進めてきた官庁は、行政安全部であった。前身の行政自治部時代に当たる2000年代前半より行政安全部は、青年の就職難を緩和する意味合いも込め、その起業を支援するための助成制度を運用してきた。この助成を農村部に移住する都市出身の青年に対しても行うこととなったのである。助成を受けて青年が起業することが期待される分野は、その経緯から農業以外の産業となるため、同制度の所管が農林畜産食品部でないことは必然であると言える。

他方、都市青年田舎派遣制は、起業を国費によって支援するという性格を帯びたことにより、その運用実態は地域コミュニティとしての農村の振興という色合いが一步後退し、日本の地域おこし協力隊に比して相当にビジネス志向の強いものとなっている。まず、上述したように参加した青年への支援期間は2年と、地域おこし協力隊の任期である3年と比べて1年短い。かつ、起業が有力な進路候補の一つでありながらも、実際には任期満了後の進路が起業への就職や集落支援員への転身など多様である地域おこし協力隊に対し、都市青年田舎派遣制は準備期間後に起業することが前提となっており、参加者は起業のための計画を立てることが支援を受ける上での必須条件となっている。地域おこし協力隊の3年という任期も、派遣先市町村の実感レベルでは起業の準備期間として短いという認識がしばしば持たれており²¹、都市青年田舎派遣制はそれ以上に短い期間で起業す

ることを期待されていることから、都市部で起業ノウハウを身に付け、既に人脈も構築しているなど、相応の下地ができてきている者に、事実上対象を絞り込んでいると言える。韓国では、2010年代半ばまでに行われた農林コミュニティビジネスの支援策が、経営体力の脆弱な、行政からの支援に恒常的に依存する法人を作り出してしまったことが課題として指摘されており(李裕敬ほか、2021)、上で見た都市青年田舎派遣制のあり方は、こうした過去の反省を踏まえたものである可能性もある。

2018年の開始に先立つ2017年下半年、慶尚北道経済振興院は都市青年田舎派遣制の参加者を公募し、道内計70名の公募枠に200名以上が応募した。しかし、異郷の地において準備期間2年で起業し、かつ地域活性化に資するビジネスを行うという厳しい条件を満たす応募者は多くなく、最終選考の通過者は約50名と定員を割り込み、追加公募が実施された。その後、都市青年田舎派遣制は2021年の一部再編を経て2022年現在も続けられているが、参加希望者の起業計画が厳しく審査されるため最終選考通過者は少なく、毎年追加公募が常態化している。2021年現在も新規参加人数は毎年100名弱と少ない反面、任期満了後に実際に農村に定住する参加者は9割以上と、地域おこし協力隊の6～7割に比して極めて高水準である。実際に起業した参加者がゲストハウスや住民交流のためのカフェを数年で開業している²²点も踏まえるならば、行政安全部が所管する農村定住促進策としての都市青年田舎派遣制はビジネスの現実性を重視した少数精鋭の人材支援策であり、小規模なものになることは必然であると言える。

しかし、そうした都市青年田舎派遣制の顕著なビジネス志向は、2年という限られた活動期間の中で確実に起業準備を進めることができ、かつそこで立ち上げた事業を軌道に乗せられる青年だけが参加できるという、極めて門戸の狭い施策になっている点も否定できない。換言すれば、農林畜産食品部が所管する帰農・帰村事業は、農村への移住希望を持った都市住民に対し、農業技術の教育や融資の提供などを通じ、当該都市住民が実際に移住し、定住できるよう促していく性格を持っているのに対し、行政安全部の助成スキームを用いている都市青年田舎派遣制は、移住希望を申し出た時点で既に農村へ定住できる準備ができていた都市住民を対象が絞られてきてしまう。このことは、全国レベルでの農村定住支援策が依然として農林畜産食品部の帰農・帰村政策を主軸とすることにつながっていると言える。

5. 結びにかえて

本稿では、日本と類似した農業・農村構造を持つ韓国において、政府による農村定住促進策が、国内人口や地方自治を所管する旧内務部系の行政安全部よりも、主に旧農林部系の農林畜産食品部がワンストップ・ポイントとなり、同部によって担われている背景を、過去の経緯に対するレビューも交えて見てきた。レビューからは、韓国の農村は日本の農村と同じく、人口の減少や高齢化への対策が求められる状況にはあるものの、同時に主流を成す専業農家が先細りとなる中、農業の担い手を呼び込む必要性を抱えてきたこと、そして都市において、早期退職で仕事を失ったり、ストレス社会からの離脱を求めたりする人々が転職先として農業を選択することという、人口移動のプル要因・プッシュ要因の双方において就農が軸となってきた点が見てとれた。そして、行政安全部も農村定住促進策に独自の関与はするものの、都市青年田舎派遣制の概観から分かる通り、その内容は移住先コミュニティの活性化よりも起業の実現性を重視したものであり、少数精鋭の性格を帯びた地域事業となっている。従って、農林畜産食品部が農村定住促進策の中心を担う体制を変

えるものにはなっていない。

とはいえ、前述のように、2020年代に入って帰農・帰村政策は、リモートワークの担い手も参加者として募る方向に舵を切っている。こうした変化が農林畜産食品部のワンストップ・ポイントとしての役割にどう影響するかは、さらなるレビューを要する。この点は、今後の課題としたい。

【参考文献】

<日本語>

- 李裕敬ほか. 2021. 「韓国の農村コミュニティビジネスの成長要因と課題—経営成長における主体間パートナーシップに着目して—」『農業経営研究』第58巻第4号、pp. 33-38
- 繩倉晶雄. 2022a. 「韓国の健康危機管理体制における政治と行政」『文教大学国際学部紀要』第32巻第2号、pp. 95-108
- 2022b. 「韓国の都市青年田舎派遣制—起業支援の一環としての農村移住政策—」『農村計画学会誌』第41巻第3号(刊行予定)
- 2021. 「韓国政府における感染症対策担当部署の制度的特徴 政治学的観点からの時系列比較」『文教大学国際学部紀要』第31巻第2号、pp. 105-118
- 2019. 『韓国農政の70年—食糧増産から農村開発、そして農業保護へ』ブイツーソリューション
- 2015. 「韓国における帰農政策とその促進要因—人口移動をめぐるプッシュ=プル・モデルを参考として」『北東アジア地域研究』第21号、pp. 91-105

農林水産省 <https://www.maff.go.jp>

<英語>

- Ma, Sang-jin. 2018. 'Urban-Rural Migration and Migrants' Successful Settlement in Korea' *Development and Society* 47(2) pp. 285-312
- Tao, Jill L. 'National-Local Networks and Immigration Governance: Policy Distance in South Korea' *Journal of Croatian and Comparative Public Administration* 19(3) pp. 345-376

<韓国語>

- 김정섭 외. 2016. 『귀농·귀촌 정책 및 농촌 마을공동체 활성화 방향』한국농촌경제연구원 (キム・ジョンソプほか. 2016. 『帰農・帰村政策及び農村共同体活性化の方向』韓国農村経済研究院)
- 윤종로. 2017. 「박정희 이후 새마을운동의 정치적 재구성 과 사회적 재생산」『경제와 사회』(113) pp. 205-233
- (ユン・チュンロ. 2017. 「朴正熙以後セマウル運動の政治的再構成と社会的再生産」『経済と社会』(113) pp. 205-233)
- 조석곤. 2004. 「1980년대 자유주의 농정에 대한 평가」『농촌경제』27(3) pp. 55-76 (チョ・ソッコク. 2004. 「1980年代自由首位農政に対する評価」『農村経済』27(3) pp. 55-76)
- 『경북일보』(『慶北日報』)
- 『월간 신동아』(『月刊 新東亞』)
- 국가통계포털(国家統計ポータル) <https://kosis.kr>
- 帰農・帰村総合センター(귀농·귀촌종합센터) <https://www.returnfarm.com>

- 1 韓国において農業を担当する中央省庁は農林部、農林水産部、農林海洋水産部と数度に渡る改編を経て、2022年現在は農林畜産食品部という名称になっている。本稿では、原則として記述する施策が進められていた当時の名称を本文中で用いている。
- 2 農林畜産食品部と同様に、行政安全部も内務部、行政自治部という改編を経てきた。同部についても、本稿では原則として、記述する施策が進められていた当時の名称を本文中で用いている。
- 3 ここで言うワンストップ・ポイントとは、「ある国政上の施策について情報の収集と管理、広報、また方針の決定の大半を担う機関」を意味し、複数の機関が合同で意思決定を行う合同会議などの在り様と対比されるものと位置付けられる。
- 4 『月刊 新東亜』2022年2月号
- 5 後に組織改編され、2022年現在は外交部。
- 6 文在寅政権下の2021年、疾病管理庁に改組された。
- 7 韓国政府が重要施策においてワンストップ・ポイントを定める傾向が1960年代以来しばしば見られるものである点は、縄倉(2021)で詳述した。
- 8 詳細は拙稿・縄倉(2022a)を参照。
- 9 「帰農」あるいは「帰村」といった文言が用いられているが、これは出身地の農村に帰るというUターンを必ずしも意味しておらず、これらの語は、現在の韓国では「都市から農村への移住」とほぼ同義に扱われている。
- 10 帰農・帰村総合センター <https://returnfarm.com:444/cmn/sym/mnu/mpm/1030101/htmlMenuView.do> (2022年11月12日閲覧)
- 11 農林水産省も、例えば公式ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/nousin/teijyuu/> で、農村への定住に関する先進的な事例の紹介を行ったりしているが、移住のための具体的なスキームとしては、2022年現在全国で8000人以上が加わっている総務省所管の地域おこし協力隊に譲っている格好となっている。(2022年11月10日閲覧)
- 12 他方、全斗煥の実弟・全敬煥が半官半民団体であるセマウル運動中央本部の部長を経験したりと、1980年代以降のセマウル運動は政府とのつながりを完全に失った訳ではない(ユン・チュンノ、2017)。
- 13 無論、筆者が縄倉(2015)で示したように、それまで韓国の農村で様々な近代化が進められた結果、農村に移住しても生計を立てられると見込める環境が整備されてきたことは無視できず、農村側のプル要因は決して否定されるものではない。
- 14 国家統計ポータル https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_1EA1014&conn_path=I2 (2022年11月10日閲覧)
- 15 帰農・「帰村」政策と呼ばれるように、2010年代以降の韓国で農村へ移住し、就農しない人々もいるが、それらは定年退職後の余暇を農村で過ごそうとする人々であることが一般的であり、農業以外の分野に就労するという文脈で語られることは稀である。
- 16 筆者が2014年8月に南西部・全羅南道羅州市の同市農業技術センターで行ったインタビューより。
- 17 また、日本においても、新規就農者の技能向上と彼らの地元コミュニティへの参加を促すべく、市町村が地元農家を会計年度任用職員として委嘱するケースがあり、新規就農者の地元コ

コミュニティへの参加にハードルが生じがちな点は、韓国に限った話ではない(筆者が2022年7月に北海道名寄市農政係に行った電話での問い合わせより)。

- 18 2014年8月、大田広域市農業技術センターでの筆者によるインタビューによる。
- 19 本格的な大都市自治体制度が実施されている韓国では、日本の指定都市に相当する広域市は、その名の通り広域自治体として道から分離され、道との二重行政が生じないようにされている。
- 20 都市青年田舎派遣制については、別途、繩倉(2022b)において詳述しており、本節はその記述内容を基にしている。
- 21 2022年10月に筆者が兵庫県朝来市及び山形県酒田市で行ったインタビューによる。
- 22 『慶北日報』2021年10月13日